

# 通勤手当について

休みの日に、訓練や業研・JRK・勉強会に職場に行くのは、どうなるのかな？



ちゃんと勉強しなくちゃ、会社からの手当ももらえないのよ・・・！

(例)

- ① 特休・公休で訓練を受ける場合
- ② 早朝出勤で交通機関が無い為、自家用車で出勤する場合

Aさん

自宅から自家用車で通勤申請

- ① 管理者に申告不要
- ② 管理者に申告不要

Bさん

自宅からバスで通勤申請

- ① 管理者に申告が必要  
(月額の通勤手当とは別途支給)
- ② 管理者に申告が必要  
(月額の通勤手当とは別途支給)

Bさんと同じように他の交通機関で通勤している方は、出勤した時に管理者に口頭で申告しましょう。申告しないと支給されません！

こんな場合はどうなるの？

私たち社員は、職場へ出勤する為にJRや私鉄・自家用車・バイク・自転車や徒歩等を利用して通勤しています。通勤費はどのような基準で手当として支払われているのでしょうか？

JRで通勤する場合は、職務乗車証がありますので、それを使いますから通勤手当の支給はありません。

JR以外の交通機関や自動車・自転車等の場合は、自宅から勤務箇所まで2.5km以上あり、交通機関の利用が1.5kmを超える場合(原則)などの場合に通勤手当が距離により支給されません。

自家用車の場合には月額2,000円(5km未満)〜最高14,600円(35km以上)で距離により7段階の支給基準があります。

交通機関(職務乗車証以外)については、定期券や回数券等の実費により支給されます。最高額は月額35,000円です。

どんな基準で支払われているの？



若い力

第 8 号

2014年 8月1日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515